

## 主任技術者及び監理技術者の配置について

平成 29 年 9 月 1 日  
川 辺 町

主任技術者及び監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、以下のように取り扱いますので、留意願います。

### ① 主任技術者から監理技術者への変更

受注時に主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の合計が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)となった場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置すること。

### ② 監理技術者等の途中変更

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合を除いて監理技術者を途中変更することはできない。ただし、受注者の責によらない工事の中止や工事内容の大幅な変更により工期が延期された場合、工場製作を含む工事で工場から現地へと工事現場が移行する場合又は大規模な工事で契約工期が多年に及ぶ場合はこの限りではない。

### ③ 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。直接的な雇用とは監理技術者等と所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員などは認められない。また専任の監理技術者等については入札日以前に3カ月以上の雇用関係にあること。

### ④ 営業所専任技術者が非専任の現場配置技術者になることができる場合

営業所と常時連絡が取り得る体制にあるものについては、非専任の監理技術者等になることができる。

### ⑤ 専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

諸経費調整工事については兼務することができる。この場合、兼務可能工事は原則として2件とする。またこれ以外に特に発注者が必要と認めた場合は兼務をすることができる。

## 建設工事における現場代理人常駐緩和(兼務)について

平成 29 年 9 月 1 日  
川 辺 町

現場代理人については工事現場ごとに常駐を義務付けていますが、次の要件を全て満たすものについては、他の工事の現場代理人との兼務を認めることとしますのでお知らせします。

### ■現場代理人の兼務を認める要件(全ての要件を満たすこと)

- (1) 川辺町発注の建設工事で工事場所が町内であること。
- (2) 兼務することができる工事の件数は合計2件までとする。
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼務を行う工事の請負金額(受注金額)の合計が2,500万円未満であること。
- (6) 「現場代理人の兼務申請書」(別添)の提出より、発注者の承認が得られた場合。

### ■手続きについて

- (1) 「現場代理人の兼務申請書」(別添)を新たに現場代理人の配置(兼務)をさせようとする工事主管課に提出すること。
- (2) 新たに現場代理人の配置(兼務)をさせようとする工事主管課は、既契約の工事主管課と協議のうえ、現場代理人の兼務がそれぞれの工事の履行に支障の恐れがない場合に承認できるものとする。

### ■但し書き

- (1) 施工現場において安全管理、施工管理等が確保されていないと町長(監督員)が判断した場合は兼務の取り消しを行うことができる。
- (2) 受注者の虚偽の申請、法令違反が発覚した場合は、兼務の取り消し並びに指名停止措置等をとることがある。

# 現場代理人の兼務申請書

平成 年 月 日

(発注者)  
川辺町長 宛

(受注者)  
住 所  
氏 名 印

川辺町発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。  
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先 (携帯等)	
---------	--	--------------	--

	兼務する工事1(既契約)	兼務する工事2(新契約)	備考
工事番号			
工事名			
工事場所			美濃加茂市内
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
工 種			
契約金額			合計2,500万円未満
発注機関			工事主管課名

注1) 本申請書に記載工事内容の根拠資料として、契約書の写し等を添付すること。  
注2) 2件の工事の発注主所管課が異なる場合には、新契約主管課に本申請を提出のこと。

上記の件については、承認します。  
なお、契約変更により、契約金額の合計が税込み2,500万円以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させることとなりますのでご注意ください。

平成 年 月 日

(発注者)  
川辺町長

印